

②青森市工事請負請書標準約款【新旧対照表】

改正後	改正前
<p>第1条～第24条(略)</p> <p>(契約の解除)</p> <p>第25条(略)</p> <p>(暴力団関与の場合の解除)</p> <p>第25条の2(略)</p> <p>第26条(略)</p> <p>(違約金)</p> <p>第27条 <u>次の各号のいずれかに該当する場合</u></p> <p><u> においては、請負代金額の100分の10に相当する額(その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を違約金として市の指定する期間内に支払います。</u></p> <p><u>一 第25条又は第25条の2の規定によりこの契約が解除された場合。</u></p> <p><u>二 この契約の履行を拒否し、又は自らの責めに帰する理由によりこの契約について履行不能となった場合。</u></p> <p><u>2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなします。</u></p> <p><u>一 破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人</u></p> <p><u>二 更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人</u></p> <p><u>三 再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等</u></p> <p><u>3 違約金は、請負代金より控除するものとし、なお不足がある場合は、別に支払います。</u></p> <p>第28条～第33条(略)</p>	<p>第1条～第24条(略)</p> <p>(契約の解除)</p> <p>第25条(略)</p> <p>(暴力団関与の場合の解除)</p> <p>第25条の2(略)</p> <p>第26条(略)</p> <p>(違約金)</p> <p>第27条 <u>第25条又は第25条の2の規定によりこの契約が解除された場合においては、請負代金額の100分の10に相当する額(その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を違約金として市の指定する期間内に支払います。</u></p> <p style="text-align: right;"><u>(新設)</u></p> <p><u>2 違約金は、請負代金より控除するものとし、なお不足がある場合は、別に支払います。</u></p> <p>第28条～第33条(略)</p>